

令和8年3月12日

中学部 1年生 保護者 様

大阪府立東大阪支援学校
校 長 藤 野 洋 子

令和 8 年度の学校徴収金等の納入について

令和 8 年度における学校徴収金の各費目ごとの徴収金額は下記のとおりです。

令和 8 年度 学校徴収金額一覧

単位：円

徴収回数	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期		
納入期限 費目	4 月 2 0 日	7 月 2 0 日	1 0 月 2 0 日	1 月 2 0 日	合計	備考
センター掛金	0	550	0	0	550	日本スポーツ振興センター共済掛金
学級費（個人学習費）	9,800	0	0	0	9,800	校外学習、教科・行事・防災の教材購入経費
積立金	4,500	12,000	12,000	12,000	40,500	宿泊学習、修学旅行、アルバム 等
児童生徒会費	80	0	0	0	80	児童生徒会活動費
P T A 会費	0	3,000	0	0	3,000	P T A 活動経費
合計	14,380	15,550	12,000	12,000	53,930	

※この一覧表は大切に保管してください。（学校ホームページ「事務室から」にも掲載しています）
※各期 2 0 日が納入期限です。前日までに必ず登録口座にご入金、もしくは金融機関窓口で納入してください。
ただし、納期限日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日となります。
※学級費（個人学習費）、修学旅行積立金等は行事等実施後に精算し、残額があれば（学年末、卒業時などに）返還します。
※PTA会費については、校長がPTAからの委任を受けて当該団体の会費を徴収します。

令和8年3月12日

中学部 2年生 保護者 様

大阪府立東大阪支援学校
校 長 藤 野 洋 子

令和 8 年度の学校徴収金等の納入について

令和 8 年度における学校徴収金の各費目ごとの徴収金額は下記のとおりです。

令和 8 年度 学校徴収金額一覧

単位：円

徴収回数	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期		
納入期限 費目	4 月 2 0 日	7 月 2 0 日	1 0 月 2 0 日	1 月 2 0 日	合計	備考
センター掛金	0	550	0	0	550	日本スポーツ振興センター共済掛金
学級費（個人学習費）	9,800	0	0	0	9,800	校外学習、教科・行事・防災の教材購入経費
積立金	4,500	12,000	12,000	12,000	40,500	宿泊学習、修学旅行、アルバム 等
児童生徒会費	80	0	0	0	80	児童生徒会活動費
P T A 会費	0	3,000	0	0	3,000	P T A 活動経費
合計	14,380	15,550	12,000	12,000	53,930	

※この一覧表は大切に保管してください。（学校ホームページ「事務室から」にも掲載しています）
※各期 2 0 日が納入期限です。前日までに必ず登録口座にご入金、もしくは金融機関窓口で納入してください。
ただし、納期限日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日となります。
※学級費（個人学習費）、修学旅行積立金等は行事等実施後に精算し、残額があれば（学年末、卒業時などに）返還します。
※PTA会費については、校長がPTAからの委任を受けて当該団体の会費を徴収します。

令和8年3月12日

中学部 3年生 保護者 様

大阪府立東大阪支援学校
校 長 藤 野 洋 子

令和 8 年度の学校徴収金等の納入について

令和 8 年度における学校徴収金の各費目ごとの徴収金額は下記のとおりです。

令和 8 年度 学校徴収金額一覧

単位：円

徴収回数	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期		
納入期限 費目	4 月 2 0 日	7 月 2 0 日	1 0 月 2 0 日	1 月 2 0 日	合計	備考
センター掛金	0	550	0	0	550	日本スポーツ振興センター共済掛金
学級費（個人学習費）	9,800	0	0	0	9,800	校外学習、教科・行事・防災の教材購入経費
積立金	5,500	0	0	0	5,500	宿泊学習、修学旅行、アルバム 等
児童生徒会費	80	0	0	0	80	児童生徒会活動費
P T A 会費	0	3,000	0	0	3,000	P T A 活動経費
合計	15,380	3,550	0	0	18,930	

※この一覧表は大切に保管してください。（学校ホームページ「事務室から」にも掲載しています）
※各期 2 0 日が納入期限です。前日までに必ず登録口座にご入金、もしくは金融機関窓口で納入してください。
ただし、納期限日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日となります。
※学級費（個人学習費）、修学旅行積立金等は行事等実施後に精算し、残額があれば（学年末、卒業時などに）返還します。
※PTA会費については、校長がPTAからの委任を受けて当該団体の会費を徴収します。